

広
報

ふれあい

6

2024(令和6)年
No. 601

町の人口

男 2,911人
女 3,220人
計 6,131人
世帯数 2,820戸
令和6年4月末現在



[特集]

ふれあい乗馬センター ポニーの里

～誰もがイキイキと生きられる居場所～

高取町道清水谷・市尾・丹生谷線 市尾地内(5月9日撮影)

高取で頑張る『高取人』

ふれあい乗馬センター

ポニーの里



▲メル（左）とポルテ（右）

～誰もがイキイキと生きられる居場所～

市尾大字にある「ふれあい乗馬センター ポニーの里」は、「乗馬セラピーを通じて、障がいのある人もない人も、健やかに共生できる社会をつくりたい」という想いから、1995年にボランティアによる有志団体によって設立されました。

ここでは、男前の「メル」となぜか牛柄の可愛い「ポルテ」の2頭の可愛いお馬さんと触れ合うことができます。

今月は、可愛いお馬さんと触れ合う子どもたちの様子取材しました。

NPO法人 ポニーの里をつくろう会

「ふれあい乗馬センターポニーの里」の設立後、誰もがイキイキと生きられる場所を目指し、障がい者福祉事業を手掛ける「NPO法人ポニーの里をつくろう会」が設立されました。

この「ポニーの里をつくろう会」は、広陵町の「デイサービスセン



ター「ポニーの里」、橿原市の「デイサービスセンター ドンちゃんランド」の2つの放課後デイサービスを行っており、大淀養護学校や明日香養護学校、西和養護学校のほか、その周辺地域の学校に通う小学生、高校生の子どもたちが利用しています。

ポニーの里では、放課後デイサービスのプログラムの一つとして、一日当たり4～5人、多いときは10人の子どもたちがお馬さんと触れ合います。



▲ポルテに餌を食べてもらいます。



▲乗馬楽しいね！

体験の様子



まずはメインとなる乗馬体験です。お馬さんの上でバランスを取るため程よい緊張感を持つと同時に、開放感にあふれた様子の子どもたち。餌やり体験では、恐る恐る手を差し出しながらもとても楽しそう。

また、周りの大人や他の子どもたちと和やかに過ごし、会話も楽しみの一つのような様子でした。

乗馬のメリットは、楽しむことだけではありません。お馬さんが歩くことで背中に大きな揺れが起こり、その上でバランスを取ることで、平衡感覚・姿勢保持機能の改善、筋力強化など、身体機能の向上が期待できます。

さらにお馬さんと触れ合うことで、リラクゼーションやストレス軽減、自己肯定感の向上など、心にもいい影響が生まれます。

乗馬を通して心身ともにイキイキと！



▲笑顔でピース

代表の田村さんから



放課後デイサービスを行う施設が少なかった約20年前の設立当初、週末には口コミを通して県内外を問わず多くの人が集まっていました。

そんな中、ポニーの里を利用する子どもたちのお母さんがヘルパーの資格を取り、他のお母さんに子どもを預けられる体制を整えました。このように他の子どもを預かることは、お母さんの視野を広げることに繋がりました。

障害の有無に関わらず、ポニーの里が多くの人を集いの場所になることが一番の願いです。興味のある人は、ぜひお気軽にお問い合わせください。



お気軽にお問い合わせください！

誰もが気軽に集える場所で、乗馬を楽しみませんか？興味のある人は、ぜひお気軽にお問い合わせください！なお、お馬さんの体調により乗馬ができない日もあります。あらかじめご了承ください。

- 活動日 火曜日以外の平日、隔週の土日
- 料金 引馬：一周 500 円 乗馬：2000 円（餌やりなどの体験込み）
- 問い合わせ ふれあい乗馬センター ポニーの里 0744(52)3902





瑞宝双光章受賞

中村信廣氏は、昭和 51 年に高取町消防団に入団され、44 年もの長きにわたり、消防団の円滑な運営や地域防災活動に献身的に奉仕されました。

平成 19 年からは高取町消防団長として活躍、防災活動のリーダーを担い後輩の育成にも尽力され、地区防災の発展に貢献された功績が認められ、今回の受章となりました。

この荣誉ある受章に対し、心からお喜び申し上げます。



中村 信廣氏 (上子島)



瑞宝双光章受賞

村林正教氏は昭和 52 年に郵便局へ就職され、約 40 年もの長きにわたり、郵政三事業に精励されました。

平成 7 年からは局長として、地域発展や人材育成にも尽力され郵便事業の発展に貢献された功績が認められ、今回の受章となりました。

この荣誉ある受章に対し、心からお喜び申し上げます。



村林 正教氏 (観覚寺)



感謝状贈呈



令和 6 年 5 月 1 日、長年本町の観光振興にご尽力されたことに敬意を表し、天の川実行委員会に感謝状が贈呈されました。天の川実行委員会は土佐街道沿いの活性化のため、平成 18 年、代表の野村幸治氏がシニア住民 5 人で創設した団体です。

平成 19 年から春の名物イベント「町家の雛めぐり」を 18 回、平成 21 年から秋の名物イベント「高取かかし祭り」を 15 回開催し、多くの観光客を呼び込むことに成功しました。特に「町家の雛めぐり」は、1 カ月間で約 4 万人が訪れるビッグイベントに成長しました。

平成 24 年には NPO 法人「住民の力」として、自治会と連携して集めた 35,679 個ものアルミ缶で作った高取城のオブジェが「アルミ缶を使った世界最大のオブジェ」としてギネス世界記録に認定されました。

本町の観光振興にご尽力された功績を讃えるとともに、心から感謝申し上げます。

天の川実行委員会 (代表 野村 幸治氏)

自治会役員

監 事	理 事		副 会 長		会 長	役員名
	岡 健 治	車 谷 泰 宏	吉 村 賢 一	北 芳 行	井 上 光 司	中 村 秀 雄



大字区長さんを 紹介します！

地域の自治振興のためにお世話いただく区長さんが決まりました。（※印は新たに区長になられた人）

大字区長

佐 田	森	薩 摩	田 井 庄	与 楽	寺 崎	越 智	車 木	兵 庫	丹 生 谷 2 区	丹 生 谷 1 区	谷 田	市 尾	藤 井	羽 内	松 山	吉 備	観 覚 寺	下 土 佐	上 土 佐	下 子 島	上 子 島	ブ リ ン タ ウ ン	清 水 谷	大字
的 場 義 嗣	東 照 久	北 芳 行	車 谷 泰 宏	※吉 川 寿 英	※川 本 方 也	辻 本 信 光	尾 上 和 男	※西 本 孔 則	吉 村 賢 一	新 澤 良 文	深 谷 公 俊	井 上 光 司	新 宮 敬 文	奥 村 弘 則	※皆 巳 明 義	橋 本 元 伸	※奥 村 徹	谷 口 聡	生 田 周 二	中 西 宏 次	中 村 秀 雄	岡 健 治	齊 藤 彰 男	氏名

高取町公式 facebookページ始めました。

高取町公式facebookページを開設、運用中です。
次のURLまたはQRコードから、
フォローをお願いします！



<https://www.facebook.com/takatorityou/>

○主な配信内容

- ・イベントや講座の開催告知や参加者募集
- ・イベントの様子 ・町の風景
- ・感染症の流行や食中毒警報の発令などの注意喚起



○問い合わせ 総合政策課

確定申告書期限後提出の 町民税への影響

令和5年分の確定申告書を3月16日以降に税務署へ提出した人は、申告内容が町民税、県民税の普通徴収第1期または特別徴収6月分の課税に間に合わないことがあります。その場合は、普通徴収第2期または特別徴収7月分以降に更正しますので、あらかじめご了承ください。

○問い合わせ 税務課

7月1日は町民税 第1期分の納期です。

納付書に記載の納期限までに納付してください。

※納期限を過ぎた納付書では納付できません。期限経過後は税務課窓口で納付するか、後日送付する督促状で納付してください。（督促手数料および延滞金を加算する場合があります。）

※スマートフォン決済で納付する場合、領収書は発行されません。必要な場合は納税通知書もしくは納付書裏面に記載の金融機関または税務課窓口で納付してください。

○問い合わせ 税務課

国民健康保険税の税率等を改正しました。

本年4月から国民健康保険税（以下、国保税）の税率が変わりました。

国保税の税率

区分	医療保険分	後期高齢者支援金分	介護保険分
①所得割額 基準総所得額の	7.25% → 7.64%	2.86% → 3.27%	2.87% → 3.03%
②均等割額 1人につき	26,500円 → 27,600円	10,000円 → 11,500円	16,400円 → 16,900円
③平等割額 1世帯につき	18,000円 → 20,000円	7,000円 → 8,400円	—
①+②+③ 合計	限度額 65万円	限度額 22万円 → 24万円	限度額 17万円

◎国民健康保険税の県内統一化◎

平成30年度から国民健康保険の運営は「各市町村ごとの運営」から「県単位での運営」に変わりました。それに伴い、「同じ所得、同じ世帯構成であれば県内のどこに住んでも保険税率が同じ」となるよう、令和6年度から県内すべての市町村で保険税率が統一されました。

国民健康保険税軽減制度を拡充しました。

軽減判定所得の計算に使う金額を増額しました。

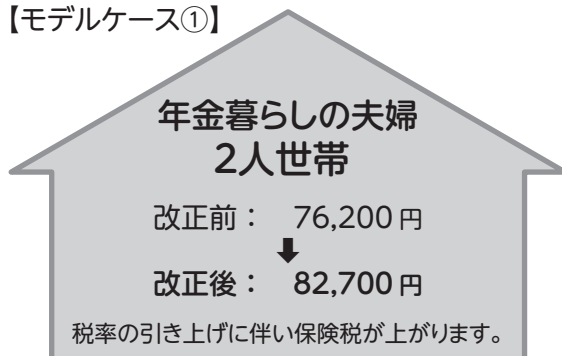
5割軽減 : 29万円 → 29.5万円

2割軽減 : 53.5万円 → 54.5万円（被保険者一人当たり）



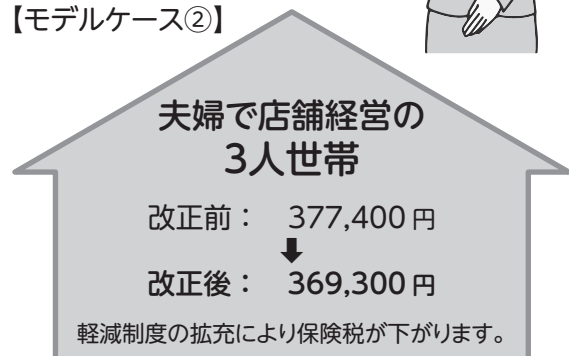
国民健康保険税の試算例

【モデルケース①】



夫：世帯主（68歳）、妻：世帯員（67歳）
夫の年金収入：180万円、
妻の年金収入：100万円の場合

【モデルケース②】



夫：世帯主（45歳）、妻：世帯員（41歳）、
子：世帯員（14歳）
夫の事業所得：205万円の場合

※具体的な試算は、令和5年中の所得が分かる資料をお持ちの上、税務課へお越しください。

○問い合わせ 税務課

国保だより

入院時の食事負担のこと、 ご存じですか？

入院時の食事には、
1食あたり**490円**の負担が必要です。
(6月1日から負担額が変更されました。)

ただし、次の場合は事前の申請により「限度額適用・標準負担額減額認定証」が交付され、それぞれ以下の金額に減額されます。



①世帯主および国保加入者全員が住民税非課税である世帯に属する人。	1食 230円
②①の場合で、過去1年間の入院日数が90日を超えている人。(病院の領収書など、入院が90日を超えていることが確認できる書類が必要。)	1食 180円
③70歳から74歳の人で、世帯主および国保加入者全員が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費と控除額(年金の所得は控除額を80万円として計算)を差し引いたときに0円となる人。	1食 110円

※マイナ保険証を利用すれば、限度額適用・標準負担額減額認定証がなくても減額されます。

マイナ保険証をぜひご利用ください。ただし、長期入院(過去1年間の入院日数が91日以上)の人は限度額適用・標準負担額減額認定証の提示が必要です。

※申請には被保険者証とマイナンバーが必要です。

※認定証の適用は、申請日の属する月の初日にさかのぼりますが、前の月までさかのぼることができませんのでご注意ください。

○問い合わせ 住民課

浄化槽の維持管理を行いましょ

CLEAN!

浄化槽は、家庭から排出される汚れた水を、微生物の働きによってきれいにし、美しく豊かな自然を守っています。浄化槽の機能を適正に保つために、保守点検・清掃・法定検査を行いましょ。なお、適正に行われていない場合には罰則規定があります。



保守点検

家庭用の小型浄化槽では4か月に1回以上の保守点検が義務付けられています。県に登録している浄化槽管理士がいる浄化槽保守点検業者に依頼してください。なお、保守点検回数は、処理方式や処理対象人員によって異なります。

清掃

浄化槽は、年1回以上(全ばっ気型の浄化槽は半年に1回以上)清掃することが義務付けられています。怠ると、河川の汚染や浄化槽の故障や詰まりの原因となります。町の許可を受けた浄化槽清掃業者※に依頼してください。
※新晃㈱ 0744(22)5258

法定検査

浄化槽法では、一般社団法人奈良県環境保全協会の検査を年に一度受けることが義務付けられています。保守点検・清掃が適切に実施され、浄化槽が正常に機能しているか検査を受けてください。

○問い合わせ 住民課



全世帯に高取町指定ごみ袋を配布します！

物価高騰対応重点支援対策に伴う町の独自支援として、経済的負担軽減のため、町指定ごみ袋（可燃大）を一世帯あたり一袋、各自治会を通じて配布します。

自治会に加入していない等、配布されない世帯へは役場でお渡ししますので、住民課までお越しください。
○問い合わせ 住民課



国民年金保険料学生納付
特別制度のご案内

日本に住む全ての人は、20歳から国民年金保険料の納付が義務づけられています。学生は申請により在学中の保険料の納付が猶予されます。希望する人は、学生証を持参の上、手続きしてください。

※前年に承認を受けていても継続する人は申請が必要です。日本年金

機構より継続申請のハガキが届いている人は、必要事項を記入の上返送してください。

※マイナンバーカードをお持ちの人は、マイナンバーからの申請も可能です。ぜひご利用ください。
○問い合わせ 住民課

子ども医療費助成制度を利用している人へ

・現在の受給者証の有効期間が18歳に達する日以後の最初の3月31日までになつていない人は、現物給付用受給者証（水色）を交付しますので必ず申請してください。

※これまで、対象年齢は中学校卒業まででしたが、18歳に達する日以後の最初の3月31日まで（4月1日生まれの人）は18歳の誕生日の前日まで（）に引き上げとなりました。

※8月1日から受給者証が現物給付用（水色）に変わります。
・対象児童の健康保険証が変わった人は健康保険証を持って届け出てください。

○申請に必要なもの
申請書、健康保険証、振込先のわかるもの（振込先変更のみ）
○申請期間 6月30日まで（郵送可）
○問い合わせ 住民課

心身障害者医療費助成制度・ひとり親家庭等医療費助成制度・重度心身障害老人等医療費助成制度を受給している人へ

8月1日以降、医療費助成制度に該当するかを確認するために加入保険および所得の調査を行いますので必ず申請してください。

○申請に必要なもの
申請書

・健康保険証（対象者全員分）
・振込先のわかるもの（振込先変更のみ）

・住民票上の住所が町外にある対象者および対象者を扶養している人限りマイナンバーのわかるもの
・心身障害者医療費助成制度、重度心身障害老人等医療費助成制度を受給している人は身体障害者手帳または療育手帳

○申請期間
6月28日まで（郵送可）
○問い合わせ 住民課

精神障害者医療費受給資格証をお持ちの人へ

現在お持ちの医療費受給資格証の有効期限は7月31日です。引き続き対象者に該当するかを確認するために加入保険および所得の調査を行いますので必ず申請してください。

○申請に必要なもの

・申請書（5月下旬に送付していただきます。）

・健康保険証（対象者分。コピー可）
・マイナンバーが分かるもの（税法上の扶養義務者がいる人はその人のマイナンバーも必要です。）

・申請者の本人確認ができるもの
・振込先が分かるもの（振込先に変更がない場合は不要です。）

・令和6年1月2日以降に本町に転入した人は、1月1日現在の住所地市町村発行の令和6年度の所得証明書（コピー可）

・精神障害者保健福祉手帳（コピー可）

○申請期間 6月28日まで（郵送可）

○問い合わせ 福祉課





集団総合がん検診の申込期限は
6月21日です

集団総合がん検診（7月26、27日実施）の申し込みは6月21日で終了します。なお、既に満員の日程もありますので、あらかじめご了承ください。

★今年度より、町公式LINEからのWEB予約が可能となりました！

次のQRコードを読み取ることで簡単に予約できますので、ぜひご利用ください。



個別がん検診も
ご利用いただけます！

集団総合がん検診の他、指定医療機関で受診する個別がん検診もご利用いただけます。令和7年2月末まで受診できますので、ぜひご検討ください。なお、受診前に保健センターで受診票の交付を受けてください。

○問い合わせ 保健センター
0744(52)5111

6月末までに児童手当現況届の
提出を忘れずに！

提出が必要な人には6月に現況届を郵送しますので、期日までに提出をお願いします。期日までに提出がない場合は6月分以降の手当が受けられなくなります。

現況届は毎年6月1日の状況を把握し（前年の所得、児童の養育状況など）、6月分以降の児童手当等の支給の可否を審査するものです。次に該当する人は現況届の提出が必要です。

- ・配偶者からの暴力等により、住民票の住所と異なる市町村で児童手当を受給している人
 - ・本町に住みながら児童を養育する人
 - ・離婚協議中で配偶者と別居している人
 - ・未成年後見人、施設等の受給者
 - ・その他、本町から提出の案内があった人
- 問い合わせ 福祉課

「大切な命をつなぐ」
「命のバトン」利用者募集

「命のバトン」とは、一人暮らしの人や、高齢者の人などが急病で倒れた際、駆けつけた救急隊員などが素早く対応できるように、持病やかかりつけ医、いつも飲んでいる薬、緊急連絡先などを記載した用紙を「バトン」に入れ、冷蔵庫に保管するものです。

主治医は変わっていませんか？お薬は変わっていませんか？緊急連絡先は変わっていませんか？利用されている人は、ときどき、「いのちのバトン」の中身を見直しましょう。

- 配布対象者 町内の70歳以上の一人暮らしの人など
- 申し込み 地区担当民生児童委員 または福祉課。
- 費用 無料
- 問い合わせ 福祉課

「人権擁護委員の日」を
ご存知ですか？

全国人権擁護委員連合会では毎年6月1日を「人権擁護委員の日」と定め、人権擁護委員が皆さんの相談に応じる存在として各市町村に配置されていることを伝える日としています。

毎月第2水曜日、役場で人権相談を受け付けています。同日は、電話相談も10時～12時まで受け付けていますので、お気軽にご相談ください。本町の人権擁護委員を紹介します。

- ・新宮佐和子氏
 - ・辻山壽英氏
 - ・上本勝道氏
 - ・鎌田完子氏
- 問い合わせ 福祉課



農業委員会からのお知らせ

農地の適正管理について

近年、農業の担い手減少等により、耕作されずに放置されている“遊休農地“が増えています。それに伴い、「隣の田が雑草だらけで、自分の田に雑草のタネが飛んでくる」「家の裏にある畑から大きな木や草が伸びて、敷地内まで入ってきている」「害虫や害獣が発生している」等の相談や苦情が農業委員会に寄せられています。

農地法第2条には、「農地について所有権または賃借権その他の使用および収益を目的とする権利を有する者は、当該農地の農業上の適正かつ効率的な利用を確保するようしなければならない」と農地の権利者の責務規定があります。遊休農地は、周辺の営農状況や生活環境等に悪影響を及ぼすため、耕起や草刈り等の適正な管理をお願いします。

また、所有者等から耕作目的で借り受けされている農地が、不耕作であったり、雑草や農業用水の管理が不十分であるとの相談も寄せられています。農地を借り受けている人は、農地の貸借契約書等を確認の上、契約内容に則った管理をお願いします。

農地利用状況調査について

高取町農業委員会では、町内農地の利用状況を把握するため、毎年8～9月頃に農地利用状況調査を実施しており、調査の際、農地への立ち入りや、農家の皆さんへの聞き取りを行うこともあります。ご理解とご協力をお願いします。

調査の結果、雑草繁茂等で適正に管理されていない農地の所有者には通知（農地利用意向調査）を送付します。

農地利用意向調査について

農地利用状況調査にて、草刈り等の管理がされていない遊休農地と判断した農地の所有者に対し、当該農地の今後の利用意向を確認するため、農地利用意向調査を実施しています。本調査では、農地中間管理事業などを利用した農地の貸し付けを行うか、あるいはご自身で耕作する意思があるのか、などをお伺いしています。

本調査の趣旨をご理解いただくとともに、調査へのご協力をお願いいたします。

○問い合わせ 農業委員会事務局（まちづくり課内）



下水道からのお知らせ

⚠ 悪質な宅地内下水管の点検・清掃業者に注意してください

最近、宅地内の排水設備の点検や清掃などを無料で行うという業者が各家庭を訪問しています。中には、『役場の方からきた』『役場から頼まれた』など役場との関係を匂わせて修理や清掃を迫る業者もいるようです。町が業者に依頼して、宅地内の排水管などを点検、清掃させることはありません。不必要な清掃を頼んで高額な代金を請求されないよう気を付けましょう。排水管の心配や不具合、改造工事のことは、町指定の排水設備工事店にご相談ください。

⚠ 大雨の日に大量の雨水が下水道設に流れ込むと・・・

本町では汚水は下水道に、雨水は側溝などを通して河川に流れています。下水道に大量の雨水が流れると下水道管が満水になって水洗トイレが使えなくなったり、マンホールから汚水が噴き出したりすることがあります。雨水の下水道への浸入が疑われる場合は、次のとおり確認をお願いします。

《確認ポイント》

- 雨どいが誤って汚水のますにつながっていませんか？
- 雨の日、水道を使っていないのに汚水のますの中を大量の水が流れていませんか？
- 汚水のますのふたが壊れていませんか？

○問い合わせ 事業課

6月1日～7日は水道週間です。

そろそろ冷たい水がおいしくなる季節。水道水は大切な飲み水であることはもちろん、料理や洗濯、お風呂や水洗便所などいろいろな所で使われています。皆さんの家の蛇口から出てくる水道水は、ダムや川などの水が浄水場できれいにされ、町内の水道管を通して届けられています。

6月1日から1週間は水道週間です。この機会に水道のことを考えてみましょう。



◆水道メーターはいつも見られるように！

水道メーターは、皆さんが使った水量を量り、水道料金の支払のもとになる大切なものです。いつも正確に能率よく検針できるようにご協力をお願いします。

◆屋内漏水の見つけ方

家の中の蛇口を全部閉めてから水道メーターを見て、パイロット（銀色の六角形）が動いているときは屋内漏水の疑いがあります。町登録の指定給水装置工事業者に調査を依頼してください。

水道メーター検針時に屋内漏水を発見した場合、緊急を要するときは止水栓を一時止めることがあります。

◆水道工事は町登録の指定事業者にご依頼ください

ご家庭で給水装置の新設、増設、修理などの工事を行うときは、町登録の指定給水装置工事業者にお申し込みください。

◆口座振替利用の人

毎月22日（休日の場合は翌営業日）は、口座振替指定日です。預金不足などで振替できなかった場合は、翌月の5日に再度振り替えます。22日に振替できるよう残高確認をお願いします。

◆こんなときはすぐ届け出を

- ・水道の所有者、使用者が変わるとき。
- ・水道を開栓または閉栓するとき。
- ・転入、転出、転居するとき。

○問い合わせ 事業課

奈良県教科用図書第11採択地区協議会教科書展示会

町民の皆さんに教科書についてご理解いただくため、教科書の展示会を開催します。



- とき
6月12日(水)～7月10日(水)
9時～17時(休館日を除く)
- 展示教科書
・現在小中学校で使用している教科書
・中学校「全教科」教科書見本
- ところ リベルテホール

○問い合わせ 教育委員会事務局 0744 (52) 3715

図書室カレンダー

リベルテホール図書室の開室日は次のとおりです。
ご確認の上ご来館ください。

6月

7月

休室日

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30						

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			



○問い合わせ 教育委員会事務局 0744 (52) 3715



<https://www.police.pref.nara.jp/0000006341.html>

動く交番は、交番機能を備えたワンボックスカーでの各種届出や相談の受付、パトロールや事件事故現場への急行などの警察活動を行います。

○とき 不定期での開催です。

奈良県警察のサイトを参照してください。

○ところ
夢創館駐車場

○問い合わせ
奈良県警察本部地域課企画係



「動く交番」活動中！

不法滞在者の多くが不法就労し、悪質な仲介事業者等が関与する事実も後を絶たない状況です。グループ化した不法滞在者による悪質な犯罪も増えており、我が国の治安を脅かしています。

不法滞在や不法就労を許さない社会環境づくりが大切です。

○不法滞在者とは

- ・有効なパスポートを持たずに不法に入国をした人
- ・在留(滞在)期間を超えても出国せず不法に滞在している人
- ※不法滞在者が日本国内で働いたり、また、正規滞在者であっても働くことが認められていない在留資格で働くことは、不法就労活動になります。

○お願い

- ・外国人を雇用する際は、パスポートや在留カードで在留資格や在留期限を必ず確認してください。不法滞在者や働くことが認められていない在留者を雇用したり、不法滞在を援助したりすれば、法律により罰せられる場合があります。

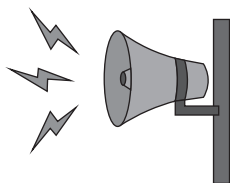
○問い合わせ 橿原警察署
0744 (23) 0110

不法滞在・不法就労防止にご協力ください！

地震速報の試験放送を実施します！

地震の発生に備え、緊急地震速報の試験放送を行います。避難行動の確認等に有効活用してください。

- と き 6月20日(木) 10時
- 試験内容 町内48か所に設置している防災行政無線スピーカーから一斉に緊急地震速報が流れます。
- 問い合わせ 総務課



危険物安全週間のお知らせ

危険物災害の防止、貯蔵・取扱いの注意喚起を行うため、「次世代へ つなごう無事故と 青い地球(ほし)」を標語に、6月2日から8日までの1週間、全国一斉に危険物安全週間を実施します。

危険物の貯蔵・取扱いに十分注意して、危険物による災害をなくしましょう。

- 問い合わせ 高市消防署 予防課 0744(52)4499

お気軽にご相談を！

《 人権相談 》

- と き 6月12日(水) 10時～12時
- ところ 役場2階 小会議室
- 相談員 新宮 佐和子

《 行政相談 》

- と き 6月12日(水) 13時～15時
- ところ 役場1階 相談室
- 相談員 森本 啓治

《 心配ごと相談 》

- と き 6月26日(水) 13時～15時
- ところ 役場2階 集会室 A
- 相談員 深田 全子、中川 章、山本 昌宏



てんいち先生



異国語の飛び交ふ店舗奈良薄暑
増田 敏子

風薫る土佐街道を通り抜け
外島 眞名実

下戸なりし夫に手向くる麦茶かな
永野 永久



新芽萌ゆる若草山の大傾り
山焼きの跡際やかに浮く
おほなだ
武田 家宜



通院に息の買ひくれし夏帽子
気をつけなよと声の聞こゆる
豊島 千力子

6月ごみ収集日

※ごみの減量にご協力をお願いします。

※ごみ搬出は、所定の場所に当日の8時30分までにお願いします。
 ※【 】内は次月の最初の収集日。
 ※ごみを分別するときは、ごみの分別表および家庭ごみの出し方と分け方ガイドブックを参考にしてください。
 ※粗大ごみの収集は、別途料金が必要です。申込時にご確認ください。

ごみ110番
 TEL 0744 (52) 3334
 内線 500・501
 住民課環境事務所

可燃物『もえる』ごみ	
月・木曜日コース	
下土佐・観覚寺・吉備・松山・羽内・藤井・市尾・谷田・車木・越智・寺崎・与楽	
3日・6日・10日・13日・17日・20日・24日・27日【7月1日】	
火・金曜日コース	
清水谷・グリーンタウン・上子島・下子島・上土佐・丹生谷・兵庫・田井庄・薩摩・森・佐田	
4日・7日・11日・14日・18日・21日・25日・28日【7月2日】	

資源物(かん・びん・ペットボトル)ごみ			
第1・第3 金曜日		第2・第4 金曜日	
下土佐・観覚寺・吉備・松山・羽内・藤井		市尾・谷田・車木・越智・寺崎・与楽	
7日・21日【7月5日】		14日・28日【7月12日】	
第1・第3 木曜日		第2・第4 木曜日	
丹生谷・兵庫・田井庄・薩摩・森・佐田		清水谷・グリーンタウン・上子島・下子島・上土佐	
6日・20日【7月4日】		13日・27日【7月11日】	

不燃物『もえない』ごみ	
第1・第3 水曜日	
下土佐・観覚寺・吉備・松山・羽内・藤井・市尾・谷田・車木・越智・寺崎・与楽	
5日・19日【7月3日】	
第2・第4 水曜日	
清水谷・グリーンタウン・上子島・下子島・上土佐・丹生谷・兵庫・田井庄・薩摩・森・佐田	
12日・26日【7月10日】	

6月 し尿収集予定表 (作業の都合上日程が前後する場合があります。)

日	曜	収集大字	日	曜	収集大字
14日	金	佐田・薩摩	24日	月	市尾・兵庫・田井庄・清水谷
17日	月	薩摩・松山・観覚寺	25日	火	兵庫・丹生谷
18日	火	松山・羽内・観覚寺・上子島	26日	水	兵庫・車木・越智・丹生谷
19日	水	羽内・藤井・上子島・清水谷	27日	木	越智・寺崎・丹生谷
20日	木	市尾・清水谷・吉備	28日	金	寺崎・与楽・丹生谷
21日	金	市尾・下土佐・上土佐・観覚寺			

※蛍光灯は町指定袋に入れず別の袋や空き箱に入れてください。

※し尿の収集日は変更になる場合があります。確実な収集日は業者にお問い合わせください。新晃株式会社 0744 (22) 5258

7月の『元気サロン』

○とき

2日(火) 「リフレッシュ運動～健康体操～」

10日(水) 「機能改善運動～リハビリ体操～」

18日(木) 「のびのび運動～棒体操～」

いずれも 10時～11時(受付9時30分～10時)

○ところ リベルテホール 2階 大研修室

○対象者 本町在住の65歳以上の人

○定員 各日20名(定員になり次第締め切ります。)

○持ち物 運動靴、タオル、お茶や水など

※通院中の人や体に心配のある人はかかりつけ医に相談してください。

○申し込み・問い合わせ 地域包括支援センター

7月のすくすく発達相談《申し込み制》

「赤ちゃんのときから目が合わなかったり、泣き方が激しかったり…」 「何となく落ち着かないように感じる」 「お話しはよくできるのに、やりとりがうまくいかないことがある」 など、子どもの発達やしつけに不安を持つ人を対象に、臨床心理士による専門的なアドバイスや相談を行っています。お子さんの日常の様子で気になることがありましたらお気軽にご相談ください。

○とき 29日(月) 11時～15時

○ところ 保健センター

○対象者 就園前の乳幼児

○定員 4名 ※一人45分の事前予約制

○申し込み 保健センター

6月の臨床心理士による教育相談

- と き 7日、14日、21日、28日の金曜日
いずれも13時から17時（1回約45分の事前予約制）
- 相談場所 リベルテホール
- 対象者 本町在住の原則4歳から高校生までとその保護者
- 申し込み 教育委員会事務局 0744(52)3715
- その他 小中学校でスクールカウンセラーによる相談も行っています。日時等は小中学校へお問い合わせください。（在校生対象）

6月のアミィクラブ わくわくエンジェル（合同開催）

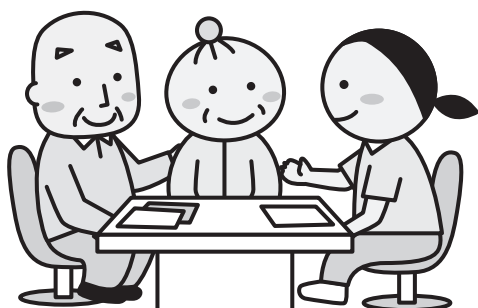
- と き 10日（月） 10時～11時30分
- ところ たかとり保育園
- 対象者 未就学児とその保護者
- 内容 乳児の虫歯予防教室、お誕生日会
- 問い合わせ 子育て支援センター（たかとり保育園内）
0744(52)3786



6月のケアマネによる介護個別相談

たかとりケアマネ会では、地域に出向いて介護個別相談を行っています。お気軽にお越しください。

- と き 13日（木） 13時～15時
- ところ 兵庫憩いの家
- 主催 高取町介護支援専門員連絡協議会
（たかとりケアマネ会）
- 問い合わせ 地域包括支援センター



7月の『公開出前講座』

『丈夫に歳を重ねましょうeスポーツに挑戦～』

eスポーツとは、エレクトロニック・スポーツの略で、コンピューターゲーム、ビデオゲームなどの機器を使ったスポーツや娯楽などの全般を指し、対戦をスポーツ競技としてとらえる際の名称です。高齢者にとって「脳の活性化や認知機能の低下の予防などの効果がある」といわれています。

今まで体験したことがないスポーツなど、ゲームで楽しんでみませんか。

- と き 9日（火） 13時30分～15時
- ところ リベルテホール 2階 大研修室
- 対象者 本町在住の65歳以上の男性
- 定員 20名
- その他 これまで経験のない人でも、講師のアドバイスを受けながらボーリングや太鼓を叩くゲームなどを体験できます。

- 申し込み・問い合わせ 地域包括支援センター

7月のいい歯歯（母）教室《申し込み制》

- と き 9日（火） 13時～13時10分受け付け
- ところ 保健センター
- 対象者 妊娠4～8か月の妊婦および産婦
- 内容 歯科検診、歯科相談、助産師による産前産後相談など
- 持参品 問診票（産婦の人には申し込み後に送付します。）母子健康手帳
- 申し込み 1日（月）までに保健センターへお申し込みください。

7月の健康相談（栄養相談）

高血圧、糖尿病、高脂血症など生活習慣病でお悩みの人、妊娠中、出産後の健康管理にお役立てください。

- と き 10日（水） 13時30分～15時受け付け
- ところ 保健センター
- 対象者 原則40歳以上の人、妊産婦
- 内容 尿検査、身体測定、血圧測定、体組成測定、栄養相談、足指力測定、健診結果の説明、健康に関する相談
- 定員 4名【管理栄養士による栄養相談のみ予約制】
※6月28日までに保健センターへお申し込みください。
- 持ち物 健康手帳（お持ちでない人は当日保健センターで交付します。）
- 問い合わせ 保健センター 0744(52)5111

たかとり健幸の森で林業実習が行われました

4月11日、奈良県フォレスターアカデミーの1年生17人と2年生13人がたかとり健幸の森で林業実習を行いました。2~3人ずつの班に分かれて地形図を見ながら自分のグループの番号が記されている場所に行き、そこに置かれている林業用語が書かれた札を探し、その用語について、2年生が1年生に説明を行いました。1年生がゲーム感覚で学べるのはもちろん、2年生の知識の確認や復習にも繋がりました。

今後も様々な学習や実習を積み重ね、更に学びを深めていきます。



たかとり幼稚園で入園式が行われました



4月12日、たかとり幼稚園で入園式が行われ、元気いっぱいの新入園児8人が入園しました。園長先生からはお祝いの言葉が、在園児からは歓迎の言葉と歌が贈られました。

いよいよ始まる幼稚園生活。お友だちと仲良くしながら、楽しい毎日を過ごせるといいですね。



草刈りボランティアにご協力ください!

市尾墓山古墳は、「市尾墓山古墳守る会」が年5回草刈りを行っています。高齢化により人手不足となっています。そこで、草刈りボランティアを募集します。

市尾墓山古墳のきれいな景観維持に力を貸してください。参加していただける人や質問のある人は、お気軽にご連絡ください。

○対象者 本町在住の人

○とき 第3回 6月30日(日) 8時

第4回 8月4日(日) 7時

第5回 9月22日(日) 8時



○申し込み・問い合わせ 教育委員会事務局 歴史研修センター 0744(52)4637